

7 盛 水 施 号 外
令和 7 年 7 月 24 日

見積参加希望業者 各位

(盛岡市に本社を有する「理化学機器」－「計測機器類」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長澤 秀則

随意契約見積通知書

今般、下記事項を随意契約に付するに際し、見積人として選定したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積に付する事項

- (1) 件名 有害ガス検知器の購入
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市上下水道局下水道施設管理課(盛岡市東安庭二丁目 8 番 3 号)
- (4) 納入期間 契約締結日の翌日 から 令和 7 年 10 月 29 日(水)まで

2 契約条項を示す場所 盛岡市上下水道局下水道施設管理課(盛岡市東安庭二丁目 8 番 3 号)

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 7 年 8 月 6 日(水) 9 時 00 分 から 12 時 00 分まで
- (2) 盛岡市上下水道局 下水道施設管理課(盛岡市東安庭二丁目 8 番 3 号)

4 見積書の提出方法

見積書は、3 (1)の日時に 3 (2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 物品購入契約書による(契約金額が 50 万円以下の場合は省略)。

6 その他

(1) 見積回数

1 回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。

なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載するものとする。

(3) 見積の無効 心得第 9 の規定に該当する見積

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和7年8月1日（金）12時まで
に電子メール又は文書（ファックス可）により下水道施設管理課あて提出すること。回答は見
積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和7年8月4日
（月）までに回答する。

盛岡市上下水道局 下水道施設管理課（盛岡市東安庭二丁目8番3号）

TEL：019-624-4332 FAX：019-622-4290

電子メールアドレス：sisetukanri@city.morioka.iwate.jp